

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区改革開放の更なる実施に関する方案  
【発布機関】国務院  
【発布番号】国発〔2015〕21号  
【発布日】2015-04-08  
【実施日】2015-04-08  
【時限性】現行有効  
【効力等級】行政法規  
【全文】

## 中国(上海)自由貿易試験区改革開放の更なる実施に関する方案公布の国務院による通知

国発〔2015〕21号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部門委員会、各直屬機関 宛て

国務院は、「中国(上海)自由貿易試験区改革開放の更なる実施に関する方案」(以下、「方案」という)を許可し、ここに公布する。

一、中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)の改革開放をさらに推進することは、中国共産党中央委員会、国務院がなした重大な方策であり、新情勢下で改革の全面的推進と開放拡大のための新たな手段を探索し、経験を新たに積み重ねていくための重要な措置であり、政府機能転換を加速化し、管理方式の新機軸を積極的に探索し、貿易と投資の利便化を促進し、改革推進の新動力、開放拡大における新たな優勢を築くことに重要な意義がある。

二、区域拡大後の自由貿易試験区において、改革開放、革新・発展の先頭に立つ者となり、引き続き制度の革新を中核的課題とし、長江経済ベルトの発展などの国家戦略を全うし、開放型経済新体制の構築、区域経済合作新方式の探索、法治化されたビジネス環境の形成などの方面において、率先して改革の潜在力を探り出し、改革の難題を解決して行く。外商投資参入前の内国民待遇+ネガティブリスト管理方式を積極的に探索し、行政管理体制改革を推進し、中間過程・事後における監督管理能力及び水準を向上させる。

三、上海市人民政府及び関係部門は思想の開放、改革革新を行い、大胆に実践し、積極的に探索し、計画を立て、調整を強化し、自由貿易試験区における先行試行を支持する。指導を強化し、責任主体を明確にし、「方案」の実施作業を入念に行い、各種のリスクを効果的に予防・コントロールする。試行の実施効果を遅滞なく総括・評価し、まねることのできる、そして普及させることができる改革経験を積み重ね、模範的な、全国に奉仕するプラスの役割をよりよく発揮する。

四、「国務院に授権し中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区の拡張区域において、関係法律規定の行政審査許可を一時調整することに関する全国人民代表大会常務委員会による決定」に基づき、関係行政法規及び国務院文書の一部規定を一時調整する。具体的内容は、国務院が別途公布する。

五、「方案」実施中の重大事項については、上海市人民政府が遅滞なく国務院に指示を仰ぎ、報告しなければならない。

国務院

2015年4月8日

### 中国(上海)自由貿易試験区改革開放の更なる実施に関する方案

中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)の稼動以来、政府職能転換の加速化、体制メカニズムの革新推進、国際化、市場化、法治化されたビジネス環境づくりなどにおける積極的探索をめぐり、重要な段階的成果を得た。自由貿易試験区の改革開放の更なる推進に関する中国共産党中央委員会、国務院による要求の実施を徹底し、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」にて確定の各任務を更に遂行するために、本方案を制定する。

#### 一、总体要求

##### (一) 指導思想。

中国共産党第十八次全国代表大会及び中国共産党第十八回中央委員会第二次、第三次、第四次全体会議の精神を全面的に全うし、中国共産党中央委員会、国務院の方策取決めに従い、国家戦略と緊密にリンクさせながら、思想の更なる開放を行い、先行試行を堅持する。制度の革新を核心的任務とし、リスクの予防・コントロールを重要なボトムラインとし、企業を重要な主体とし、開放による改革促進、発展促進、政府職能転換の加速化を進めていく。更に広範囲の分野及び更に大きな空間において、制度改革をもって改革の全面的推進を進めていくための新たな手段を積極的に探索し、国際化、市場化、法治化要求に合致する投資・貿易の規則体系を率先して確立することで、自由貿易試験区が中国の経済グローバル化に一層溶け込んだ重要媒体となり、「一帯一路」建設及び長江経済ベルトの発展を推し進め、まねることのできる、そして普及させることができる経験を総括し、普及させ、模範的な、全国に奉仕するプラスの役割をよりよく発揮する。

##### (二) 発展目標。

中国共産党中央委員会、国務院の自由貿易試験区に対する「引き続き積極的に、大胆に突き進み、大胆にチャレンジし、自発的に改善する」、「絶えず探索し、試験区の開拓を行う」という要求に従い、ネガティブリスト管理を核心とする投資管理制度、貿易の利便化に重点を置いた貿易監督管理制度、資本項目の兌換自由化と金融サービス業の開放を目的とする金融制度改革、政府職能転換を核心とする中間過程・事後における監督管理制度の更なる改善を行い、国際投資貿易通用規則とリンクする制度改革体制を形成し、金融貿易、先進的製造、科学技術イノベーションなどの重点的機能を備えたエリアとしての牽引的役割を十分に発揮し、開放度が最高度の投資貿易の利便化、通貨兌換の自由化、高効率で簡便・迅速な監督管理、法制環境の規範化された自由貿易園區の建設を目指す。

### (三) 実施範囲。

自由貿易試験区の実施範囲は 120.72 平方キロメートルであり、上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園區、洋山保稅港区、上海浦東飛行場綜合保稅区の 4 つの税関特殊監督管理区域 (28.78 平方キロメートル) 及び陸家嘴金融区域 (34.26 平方キロメートル)、金橋開發区域 (20.48 平方キロメートル)、張江ハイテク区域 (37.2 平方キロメートル) を網羅している。

自由貿易試験区の土地開發利用は、土地利用の法律法規を遵守しなければならない。浦東新区は自主改革力を強化し、政府職能転換を加速化し、中間過程・事後における監督管理などの管理方式の革新を強化し、上海の国際經濟、金融、貿易、運輸センター建設との連携体制を強化しなければならない。

## 二、主要任務と措置

### (一) 政府職能転換の加速化。

1. ネガティブリスト管理方式を整備する。ネガティブリスト制度を市場参入管理の主要方式とし、行政審査許可を主とする行政管理方式を変更し、政府権カリスト及び責任リストを制定・公布し、政府と市場の関係を更に整理し明確にする。中間過程・事後における監督管理を強化し、監督管理基準規範制度の構築を推し進め、行政監督管理、業界自主規制、社会監督、大衆参加の総合監督管理体制の形成を加速化する。

2. 社会信用システム応用を強化する。公共信用情報目録及び公共信用情報応用リストを整備し、市場監督管理、都市管理、社会管理、公共サービス、産業促進などの方面において、信用情報及び信用製品の応用を拡大し、政府による信用情報公開を強化し、第三者信用製品・サービス採用制度の手配を探索し、確立する。信用製品の開発を支持し、信用調査市場の発展を促進する。

3.情報共有及びサービスプラットフォームの応用を強化する。ビッグデータセンター及び情報交換センターを主要機能とする情報共有及びサービスプラットフォームの構築を加速化し、部門間の情報交換及び応用領域を拡大し、情報基準を徐々に統一し、情報安全の保障を強化し、部門協同管理を推進し、中間過程・事後における監督管理強化をサポートする。

4.総合法執行体制を整える。法執行主体及び相対的に統一された法執行手続き・文書を明確にし、連携プラットフォームを構築し、オンライン法執行処理システムを整備する。都市管理、市場監督などの総合法執行体制を整備し、情報共有、資源統合、法執行連携、措置共同実施の監督管理作業体制を確立する。

5.社会全体が市場監督に参与する制度を整備する。支援・誘導、サービス購入、基準制定などの制度を設置することにより、業界協会及び専門サービス機関による市場監督への参与を支持する。第三者専門機関による企業情報審査などの事項への参与を探索し、社会組織と企業、業界間のサービス連携体制を確立する。自由貿易試験区社会参与委員会の役割を十分に発揮し、業界組織信用自主規制を推し進める。渉外民間非企業組織の登記範囲の拡大を試行する。全国型、区域型の業界協会の入居を支持し、競争体制の導入を探索し、規模が比較的大きく、部分的に重複する業界及び新興業態において、「一業多会、適度競争(2つ以上の業務範囲が同じ又は相似する業種協会・商会などの社会団体を設立し、適度に競争する)」を試行する。

6.企業年度報告公示及び経営異常名簿制度を整備する。「企業情報公示暫定条例」に基づき、企業年度報告公示実施弁法を整備する。書面検査、実地検査、ネットワークモニタリング、ビッグデータ比較などの方式により、自由貿易試験区内の企業年度報告公示情報の抜き取り検査を行い、法により抜き取り検査結果を企業信用情報公示システムを通じて社会に向けて公示し、企業自主規制環境を形成する。

7.国家安全審査及び独占禁止審査協力作業体制を整備する。国家安全審査及び独占禁止審査への地方参与の長期効果体制を確立し、国家関係部門に協力し関連作業を貫徹する。地方の職権範囲内において、関連部門間の協力を強化し、情報交換、検討評価における連携、法執行における連携を実現し、自由貿易試験区の国家安全審査及び独占禁止審査作業における建議申告、調査協力、情報共有などの方面における協力的な役割を更に発揮する。

8.産業早期警告制度の革新を推し進める。国の関連部門に協力し、市場開放環境にマッチする産業早期警告体制の確立を試行し、産業早期警告情報を遅滞なく公表する。上海市人民政府は重点的、敏感な産業を選び、技術指導、従業員対象の研修などの政策により、企業が貿易を行う過程で遭遇した困難を克服できるよう手助けし、産業グレードアップを促進することができる。

9. 情報公開制度の革新を推し進める。行政の透明度を向上させ、自由貿易試験区の関連政策内容、管理規定、処理手続きなどの情報を自発的に公開し、企業照会に便宜を図る。自由貿易試験区に關係する地方政府規則及び規範性文書については、自発的に草案内容を公開し、大衆の意見を受け入れ、且つ公布と実施の間に合理的期間を設ける。投資実施者は、自由貿易試験区管理委員会制定の規範性文書の審査制度を上海市人民政府に要請することができる。

10. 公平競争制度の革新を推し進める。環境保護の法執行を厳格に実施し、環境法違反法人の「ブラックリスト」制度を確立する。周知・研修の度合いを強化し、自由貿易試験区内の企業が環境エネルギー管理体系認証を申請し、自己評価作業を行うよう誘導し、長期効果追跡評価体制を確立する。

11. 権益保護制度の革新を推し進める。特許、商標、著作権などの知的財産権行政管理及び法執行体制メカニズムを整備し、司法保護、行政監督管理、仲裁、第三者調停などの知的財産権紛争の多様な解決体制を整備し、知的財産権作業の社会参与体制を整備する。知的財産権の発展環境の最適化を行い、国際知的財産権の資源を集め、上海アジア太平洋知的財産権センターの建設を推し進める。国際商事紛争解決規則と更にリンクさせ、自由貿易試験区仲裁規則の最適化を行い、国際的に有名な商事紛争解決機関の入居を支持し、商事紛争仲裁の国際化の度合いを高める。全国型の自由貿易試験区仲裁法律サービス連盟とアジア太平洋仲裁機関の交流・提携体制の確立を探索し、全世界に向けたアジア太平洋仲裁センターの設立を加速化する。

12. 科学技術イノベーション体制メカニズム改革を推し進める。自由貿易試験区と国家自主イノベーションモデル区の政策の相乗効果による優位性を十分に発揮し、知的財産権、科学研究所、高等教育、人材の流動、国際提携などの分野における体制メカニズム改革を全面的に推し進め、積極的な、柔軟性のあるイノベーション人材の発展制度を確立し、企業主体革新投入制度を整備し、健全たる財政資金の支援により形成された知的財産権処理・収益体制を確立し、特許ナビゲーション産業の発展作業体制を確立し、市場指向の科学技術成果移転・実用化制度を築き、イノベーション規律に合致する政府管理制度を整備し、イノベーション要素の流動が自由な開放・提携の新局面形成を推し進め、持分投資・銀行ローン連動金融サービス方式の革新、技術類無形資産による資本参加、新型産業技術研究開発組織発展などの方面において探索を強化し、全世界において影響力を有する科学技術イノベーションセンターの建設を加速化する。

(二) 開放拡大に適応した投資管理制度の革新を推し進める。

13. サービス業及び製造業などの分野における開放を更に拡大する。自由貿易試験区外商

投資ネガティブリスト制度の実施を探索し、外商投資参入規制を抑制・取消し、開放度と透明度を向上させる。自由貿易試験区において試行済みの対外開放措置は陸家嘴金融区域、金橋開発区域、張江ハイテク区域に適用する。国家対外開放戦略要求に基づき、サービス業及び先進的製造業などの分野において、開放を更に拡大する。全国人民代表大会常務委員会による授権に厳格に従うことを前提として、自由貿易試験区の一部対外開放措置及び中間過程・事後における監督管理措置を浦東新区全体に広げ、行政法規、國務院文書、國務院の許可を得た部門規則の一部規定の調整に係る場合、規定の手続きに従い、執り行う。

14.外商投資及び海外投資管理制度改革を推し進める。外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野は、内・外資一致の原則に従い、外商投資プロジェクトは届出制を実施する(國務院が国内投資プロジェクトについて認可を保留すると規定している場合は除く)。全国人民代表大会常務委員会の授権に基づき、外商投資企業の設立、変更及び契約定款の審査許可を届出管理に変更し、届け出後、国の関連規定に従い、関連手続きを行う。海外投資プロジェクト及び海外投資による企業設立は、届出制を主とする管理方式を実施し、海外投資サービス促進プラットフォームを開設する。海外融資とクロスボーダー資金流動マクロプルーデンス管理政策の枠組み形成を試行し、企業が国際商業ローンなどの各種の海外融資活動を展開することを支持する。内・外資企業の外債政策を統一し、健全たる外債マクロプルーデンス管理制度を確立する。

15.商事登記制度改革を推し進める。企業の登記住所、企業名称、経営範囲登記などの改革を探索し、集中登記の試行を展開する。「先照後証(営業許可書を先に取得し、許可証を後に取得すること)」改革を推し進める。許可証リスト管理方式を探索する。企業抹消手続きの簡素化と整備を行い、個人事業主、未開業企業、債権・債務がない企業に対して抹消簡易手続きを実施する。

16.企業参入「ワンストップ窓口」制度を整備する。企業参入「ワンストップ窓口」を企業設立から企業工商変更、登記統計、通関申告・検査申告組織届出登記などの段階まで拡大し、「ワンストップ窓口」の受理事項範囲を徐々に拡大する。電子版営業許可証及び企業登記全過程の電子化試行作業を探索する。工商営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の「複数証書合体処理」又は「三証合体処理」登記制度の実施を探索する。

(三)貿易監督管理制度の革新を積極的に推し進める。

17.自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域における「第一線開放」、「第二線の安全且つ高効率な管理」の貿易利便化改革を推し進める。税関特殊監督管理区域の統合・最適化を推し進め、機能を整備する。条件に適合する全ての企業を網羅する貿易利便化の革新措置の制度規範形成を加速化する。通関監督管理部門の連携を強化し、通関作業の期限を規範化し

公表する。企業による「自主税金申告、自主通関、自動審査、重点チェック」などの監督管理制度の革新試行への参与を奨励する。

18. 国際貿易「ワンストップ窓口」の設置を推し進める。国際貿易「ワンストップ窓口」の貨物輸出入及び輸送機関出入国の応用機能を整備し、通関監督管理法執行手続き及び通関手続きを更に最適化し、貿易許可、支払決済、資格登記などのプラットフォーム機能を実現し、貿易監督管理の関係部門を「ワンストップ窓口」管理プラットフォームに徐々に組み入れていく。長江デルタ区域の国際貿易「ワンストップ窓口」の設置を探索し、長江経済ベルトの通関一体化を推し進める。

19. 貨物状態分類監督管理の試行を統括、研究し推し進める。「コントロールできる、コストとリスクをコントロールできる」という原則に従い、政策の規範化を行い、監督管理方式を革新し、自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域において、貨物状態分類監督管理の試行を統括、研究し推し進める。

20. 貿易のモデルチェンジ・グレードアップを推し進める。アジア太平洋モデル電子検問所ネットワーク建設を推し進める。大口商品現物市場及び資源配置プラットフォームの建設推進を加速化し、監督管理を強化し、制度を革新し、経験を積み重ねる。貿易プラットフォーム機能を深化させ、法に準拠し文化著作権取引、芸術品取引、印刷物対外加工などの貿易を展開し、知的財産権専門サービス業を大々的に発展させる。バイオメディカル、ソフトウェア情報などの新興サービス貿易及び技術貿易の発展を推進する。公平競争の原則に従い、クロスボーダー電子商取引業務を展開し、上海クロスボーダー電子商公共サービスプラットフォームと国内外の各種企業の直接的な連結を促進する。内・外資ファイナンスリース企業の参入基準、審査許可の流れ、中間過程・事後における監督管理制度を統一する。ファイナンスリース物件登記制度を探索し、国の規定に合致することを前提として、リース資産取引を展開する。ファクタリング業務の発展に適した海外融資管理の新方式を探索する。外商投資の質屋業の試行を着実に推し進める。

21. 国際競争力のある運輸発展制度と運営方式を整備する。比較的強力なサービス機能と牽引能力を有する上海国際運輸センターを建設し、グローバル資源輸送配置能力を絶えず向上させる。国際船舶登記制度の革新を加速化し、既存する中国資本の「便利旗」船の税收優遇政策を十分に利用し、条件に適合する船舶が上海で船舶登記を行うことを促進する。国際積替・集荷業務を拡大し、海運国際積替・集荷業務の試行範囲を拡大し、国際競争力のある小口混載、デバンニング運営環境作りを行い、洋山保税港区、外高橋保税物流園區コンテナ国際積替・集荷業務の大規模化運営を実現する。浦東飛行場における貨物・郵便積替業務を拡大し、国際積替・集荷航路と試行企業を増やし、貨物運送状分割・国際積替業務を整備した上で、貨物運送状ごとの集荷・国際積替業務を拡大する。沿海運輸業務の監督管理方式を最適化し、

中国資本の五星旗(中国国旗)ではない船舶の沿海運輸業務の通関効率を向上させる。旅行業と関係のあるクルーズ客船、水上バスなどの旅行輸送機関の出航に便宜を図る。国の規定に適合することを前提として、運輸運賃デリバティブ取引業務を発展させる。複数港区での連携体制を深化させ、外高橋港、洋山深水港、浦東空港国際中枢港の連携発展を推進する。条件に適合する地区は規定に従い、海外旅行客の買い物後の出国における税金払戻政策を申請できる。

(四)金融制度の革新を更に推し進める。

22.金融の革新・開放の度合いを強化し、上海国際金融センター建設との連携を強化する。具体的方案は人民銀行が関係部門、上海市人民政府と共同で別途許可申請する。

(五)法制及び政策による保障を強化する。

23.法制による保障体制を整備する。全国人民代表大会常務委員会は既に国務院に授権し、自由貿易試験区拡張区域において「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」規定の関連行政審査許可を一時調整している。拡張区域が「中国(上海)自由貿易試験区における関連行政法規及び国務院の文書で定める行政審査許可又は参入特別管理措置の一時調整に関する国務院の決定」(国発[2013]51号)、「中国(上海)自由貿易試験区内における関連行政法規及び国務院の許可を得た部門規則規定の参入特別管理措置の一時調整に関する国務院の決定」(国発[2014]38号)に関係し、関連行政法規、国務院文書及び国務院の許可を得た部門規則の一部規定を一時調整する場合、規定の手続きに従い、執り行う。自由貿易試験区がその他の関連行政法規、国務院文書、国務院の許可を得た部門規則の一部規定を一時調整する必要がある場合、規定の手続きに従い、執り行う。地方立法を強化し、試行が定着している改革事項については、適時、関連の規範性文書を地方法規・規則に引き上げる。自由貿易試験区総合法律サービス窓口などの司法保障及びサービス体系を確立する。

24.企業国際化の発展ニーズに適したイノベーション人材サービス体制及び国際人材流動通行制度を探索する。イノベーション人材の結集と育成体制を整備し、中外提携人材育成プロジェクトの発展を支持し、海外人材による奉仕力を強化し、国内・外の人員の出入国、外国籍人員のビザと居留、就業許可、運転免許申請・受領などの事項の手続きの利便化の程度を向上させる。

25.投資・貿易促進の税収政策の研究、整備を行う。自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域実施範囲及び税収政策の適用範囲はこれまでどおりとする。税制改革の方向と国際慣例に適合し、利益移転、税源浸食を招かないことを前提として、対外投資所得の控除・免除方

式の調整、整備をする。海外持分投資とオフショア業務に適用する租税制度の研究、整備を行う。

### 三、実施を着実に、しっかりと行う。

国務院の指導及び調整の下、上海市は自由貿易試験区の目標、位置づけ及び先行試行任務に基づき、入念に実施し、管理体制、作業体制の調整、整備を行い、実行可能な具体的計画を立てる。新状況、問題については、真剣に研究し、遅滞なく試行内容及び政策措置を調整し、重大事項については遅滞なく、国務院に指示を仰ぎ報告する。各関係部門は引き続き、全力で支持し、指導と奉仕を強化し、体制メカニズムの革新を共同で進めて行き、自由貿易試験区の建設、管理をしっかりと行わなければならない。